

目 次

第1章 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷	4
《第1節 社会的養護の理念と概念》	4
《第2節 社会的養護の歴史の変遷》	5
第2章 社会的養護の基本	9
《第1節 子どもの人権(権利)擁護と社会的養護》	9
《第2節 社会的養護の基本原則》	10
第3章 社会的養護の制度と実施体系	12
《第1節 社会的養護の制度の概要》	12
《第2節 養育環境に問題のある子どものための施設と事業》	15
《第3節 心身に障害のある子どものための施設と事業》	20
《第4節 子ども健全育成等のための施設と事業》	25
《第5節 情緒・行動面に問題のある子どものための施設》	26
《第6節 家庭養護》	28
《第7節 虐待への対応》	33
《第8節 社会的養護に関わる専門職》	37
第4章 社会的養護の内容	40
《第1節 社会的養護の実際》	40
《第2節 社会的養護に関わる相談援助》	45
第5章 社会的養護の現状と課題	47
《第1節 児童養護施設入所児童等調査結果》	47
《第2節 施設等の運営・管理》	48
《第3節 社会的養護の課題と展望》	51

第1章 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷

《第1節 社会的養護の理念と概念》

1	<p>社会的養護の基本理念（施設運営指針・里親等養育指針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護は、子どもの（ A ）を図るための仕組みであり、「子どもの（ B ）のために」をその基本理念とする。 ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、（ C ）で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える（ D ）への支援を行うものである。 ・ 社会的養護は、「すべての子どもを（ E ）で育む」をその基本理念とする。 <p>（ダイジェスト版 p 68）</p>	□ □ □
2	<p>社会的養護の原理（施設運営指針・里親等養育指針）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家庭的養護と（ A ） ② 発達の保障と（ B ） ③ （ C ）をめざした支援 ④ （ D ）との連携・協働 ⑤ （ E ）と連携アプローチ ⑥ （ F ）を見通した支援 <p>（ダイジェスト版 p 68～70）</p>	□ □ □
3	<p>児童憲章（前文）</p> <p>われらは、（ A ）の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。</p> <p>児童は、（ B ）として尊ばれる。</p> <p>児童は、（ C ）として重んぜられる。</p> <p>児童は、よい（ D ）のなかで育てられる。</p>	□ □ □
4	<p>（ A ）とは、障害等の有無に関わらず、すべての人に普通の生活をすることを保障しようとする理念をいう。（ A ）は、デンマークの「知的障害者の親の会」の運動の中から生み出され、（ B ）が重要な役割を果たして、1959年のデンマークにおいて世界で初めて法律に位置づけられた（「1959年法」）。今日では、すべての福祉分野に共通する基本理念となっている。</p>	□ □ □

7	<p>児童福祉法 第2条</p> <p>① 全て国民は、児童が良好な（ A ）において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その（ B ）が尊重され、その（ C ）が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて（ D ）を負う。</p> <p>③ （ E ）は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>	□□□
8	<p>児童福祉法 第3条の2（家庭と同様の環境における養育の推進）</p> <p>国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の（ A ）を支援しなければならない。ただし、児童及びその（ A ）の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が（ B ）において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な（ C ）において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない（ダイジェスト版p6参照）。</p>	□□□
9	<p>児童養護施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設においては、（ A ）やそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利について随時わかりやすく説明する（児童養護施設運営指針p20等、ダイジェスト版p75等）。</p>	□□□

《第2節 社会的養護の基本原則》

1	<p>家庭的養護と個別化</p> <p>社会的養護を必要とする子どもたちに「（ A ）」を保障していくことが重要であり、社会的養護を（ B ）から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。</p> <p>（児童養護施設運営指針p2、ダイジェスト版p68）</p>	□□□
---	--	-----

第5章 社会的養護の現状と課題

《第1節 児童養護施設入所児童等調査結果》

1	<p>厚生労働省は、児童福祉法に基づいて、里親もしくは（ A ）に委託されている児童、児童養護施設、児童心理治療施設型、児童自立支援施設および乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設を利用している母子世帯の児童ならびにその保護者、（ B ）に入居している児童の実態を明らかにして、（ C ）の福祉増進のための基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに「児童養護施設入所児童等調査」を行っている。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
2	<p>児童の委託時または入所時の年齢は、里親、児童養護施設およびファミリーホームでは（ A ）歳、児童心理治療施設では12歳、児童自立支援施設では（ B ）歳、乳児院児では（ C ）歳、自立援助ホームでは18歳が最も多くなっている（ダイジェスト版 p 118）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
3	<p>児童の委託経路または入所経路で最も多いものは、里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、ファミリーホームおよび自立援助ホームのいずれでも、「（ A ）から」となっている。また、児童自立支援施設では、「（ B ）から」が3番目に多い（ダイジェスト版 p 119）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
4	<p>養護問題発生理由で最も多いものは、里親の場合には「（ A ）」、児童養護施設の場合には「母の（ B ）」、児童心理治療施設、児童自立支援施設および自立援助ホームの場合は「児童の問題による監護困難」、乳児院およびファミリーホームの場合には「母の（ C ）等」となっている（ダイジェスト版 p 120）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
5	<p>里親申込みの動機別をみると「（ A ）」が最も多く、次いで「子どもを育てたいから」となっている（ダイジェスト版 p 115）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
6	<p>里父の年齢は「（ A ）」が最も多く、里母の年齢は「（ B ）」が最も多くなっている（ダイジェスト版 p 121）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
7	<p>母子生活支援施設への入所理由は、「（ A ）」が最も多く、次いで「住宅事情による」、「経済的理由による」となっている（ダイジェスト版 p 122）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>

10	<p>都道府県は、児童を小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは（ A ）に委託し、または乳児院、児童養護施設、（ B ）、児童心理治療施設もしくは児童自立支援施設に入所させる措置をとった場合において、入所または委託に要する費用および入所後の保護または委託後の養育につき、厚生労働大臣または都道府県が定める最低基準を維持するために要する費用（措置費）（国の設置する児童福祉施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）を支弁する。</p> <p>その場合、国庫はその（ C ）分の1を負担する。</p>	□□□
11	<p>国庫は、都道府県が措置により（ A ）の設置する児童福祉施設に入所させた者につき、その入所後に要する費用を支弁する。</p>	□□□
12	<p>児童福祉施設等に対する措置費は、（ A ）費と（ B ）費に大別される。（ A ）費としては、人件費や施設の管理費等があり、（ B ）費としては、入所児童の給食や教育等に関する経費等がある。</p>	□□□
13	<p>教育および自立支援のための児童入所施設措置費として、次のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園費：幼稚園就園に必要な経費 ・ （ A ）費：小学校1年入学・中学校1年進学に必要な経費 ・ 教育費：通学のための交通費、部活動費、学習塾費等 ・ （ B ）費：高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学のための交通費等 <p>* （ C ）等のための特別加算（高校3年生）（平成24年度～）</p> <p>※ 平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象となった。</p> <p>* また、平成27年度から、（ B ）に、（ D ）（学習塾費等）、（ D ）特別保護単価（個別学習支援）が創設された（ダイジェスト版p12参照）。</p> <p>* 平成31年度予算案では、高等学校在学中の通学費が新設されるとともに、（ D ）が増額された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食費：学校給食に必要な経費 ・ 見学旅行費：見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等 ・ （ E ）費：就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費や住居費、生活費等 ・ （ F ）費：大学進学等に際し必要な学用品および参考図書類等の購入費や住居費、生活費等 	□□□